

社会福祉法人 松園福祉会

花巻あすかの里指定介護予防短期入所生活介護事業所

運 営 規 程

花巻あすかの里指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人松園福祉会が開設する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 花巻あすかの里指定介護予防短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 花巻市西宮野目第14地割56番地2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（特別養護老人ホーム花巻あすかの里と兼務）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名（特別養護老人ホーム花巻あすかの里と兼務）
医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
- (3) 生活相談員 1名（特別養護老人ホーム花巻あすかの里と兼務）
生活相談員は、利用者の生活相談に当たる。
- (4) 介護職員 24名以上（特別養護老人ホーム花巻あすかの里と兼務）
介護職員は、介護の提供に当たる。
- (5) 栄養士 1名（特別養護老人ホーム花巻あすかの里と兼務）
栄養士は、必要な栄養管理を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名（特別養護老人ホーム花巻あすかの里と兼務）
機能訓練指導員は、機能訓練の提供に当たる。
- (7) 事務員 2名以上（特別養護老人ホーム花巻あすかの里と兼務）
事務員は施設の庶務及び会計事務に従事する。

(利用定員)

第5条 利用定員は10名とする。ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

- 2 特養の空床を利用して受け入れる場合は特養の定員(60名)を超えて入所させない。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 本事業所の生活介護を中心とした主要業務は次のとおりとする。

- (1) 生活指導(相談援助等)
- (2) 機能訓練(日常動作訓練)
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 給食サービス
- (7) 入浴サービス

(利用料等)

第7条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、基準費用額から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- (1) 居住費(滞在費)

居室の種類及び負担限度区分に応じて1日あたり以下の額とする。

負担限度区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
個室	380円	480円	880円	880円	1,231円
多床室	0円	430円	430円	430円	915円

- (2) 食費

食費は、負担限度区分に応じて1日あたり以下の額とする。

負担限度区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円

- (3) 理美容代(重要事項説明書に記載)

- (4) 送迎料金

通常の事業の実施地域内の方 184円

上記以外の方で、事業所から事業の実施地域を越える10km以上の場合は、片道1km毎に50円加算した額。

- 3 その他指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

- 5 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の指定介護予防短期入所生活介護利用に係る送迎の実施区域は次のとおりとする。

旧花巻市地域

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- (2) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- (3) 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時等の対応方法)

第10条 従業者は、介護予防短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束の制限)

第11条 従業者は、介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢

者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、本会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

平成19年10月 1日から施行する。

平成20年 4月 1日から施行する。

平成26年 2月 1日から施行する。

平成27年 4月 1日から施行する。

平成27年 8月 1日から施行する。

令和 1年 10月 1日から施行する。

令和 3年 8月 1日から施行する。

令和 6年 8月 1日から施行する。